

江東ブランド推進事業実施要領

平成26年5月16日
26江地経第300号
一部改正 平成27年5月25日
27江地経第414号
一部改正 平成28年5月27日
28江地経第401号
一部改正 平成29年5月22日
29江地経第287号
一部改正 平成30年5月15日
30江地経第277号
一部改正 令和元年5月30日
31江地経第370号

(目的)

第1条 この要領は、優れた技術でものづくりを行い、それを守りながら継承し、発展を続けている区内企業のPRを通じて、地域のブランド力を向上させ、企業と江東区がともにイメージアップを図ることで、区内産業を活性化することを目的とする。

(事業の内容)

第2条 区長は、前条の目的を達成するため、次に掲げることを行うものとする。

- (1) 区内の優れた製品や技術を保有する中小企業を江東ブランドとして認定すること。
- (2) 前号の認定を受けた企業（以下「認定企業」という。）の製品や技術のPR活動を支援すること。
- (3) 冊子、WEBサイト等の広報媒体を活用し、区内外に本事業及び認定企業の情報を発信すること。
- (4) 前各号に掲げることのほか、前条の目的を達成するために必要と認められること

2 区長は、推進事業の方針を定め、又は改めようとするときは、別に定める基準により設置する江東ブランド推進協議会（以下「推進協議会」という。）の意見を尊重し、これを反映するよう努めるものとする。

(事業の対象)

第3条 本事業の対象は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 本店又は主たる事業所を区内に有する中小企業（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。）であること。
- (2) 申請日の属する年度の4月1日時点において、前号の本店又は主たる事業所が、区内で1年以上の事業実績を有すること。
- (3) 日本標準産業分類（平成21年3月23日総務省告示第175号）に定める製造業（食料品製造業又は飲料製造業であって、小売業を伴うものを除く。）を営む者であること。
- (4) 前年度において賦課された住民税及び事業税を滞納していないこと。
- (5) 申請日時点において、保有する製品や技術が、既に実用化され、又は取引きされていること。
- (6) 保有する製品や技術等が十分な安全性を有していること。
- (7) 新製品又は新サービスの提供、新技術の開発、事業の承継その他の事業の新陳代謝に積極的に取り組んでいること。
- (8) 製品や技術のPRとともに、江東区のイメージアップを強く望み、本事業への積極的な参画の意思を有していること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、本事業の対象に相応しないと認められる者でないこと。

（認定申請）

第4条 第2条第1項第1号の認定（以下「認定」という。）を受けようとする者は、江東ブランド認定申請書（別記第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて区長に提出しなければならない。

- (1) 法人にあつては履歴事項全部証明書又はその写し、個人にあつては事業所の所在地及び事業実績を証する公的機関の発行する書類等
- (2) 前年度において賦課された住民税及び事業税の納税証明書又は非課税証明書
- (3) 企業又は製品のパンフレット、事業案内その他の具体的な事業の内容が記載された資料
- (4) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

2 前項の申請は、区長が別に定める期間において行わなければならない。

3 第1項の申請を行おうとする者は、その製品又は技術の販売又は実用化を行うに当たり、法令上、許認可等の手続きを必要とするときは、あらかじめ当該手続きを行っておかななければならない。

（審査及び調査並びに認定）

第5条 区長は、前条の規定による申請があつたときは、当該申請の審査を行うほか、必要に応じて実地調査を行うものとする。

- 2 区長は、前項の規定による審査及び調査の結果、申請が形式上の要件に適合するものと認めるときは、別に定める江東ブランド認定審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審査に付し、認定の適否につき区長の定める認定の基準により審査をさせ、その意見を求めるものとする。
- 3 区長は、前項の審査委員会の意見を踏まえ、認定することが適当と認めるものについては江東ブランド認定通知書（別記第2号様式）により、不適当と認めるものについては江東ブランド非認定通知書（別記第3号様式）により、申請者に通知する。
- 4 区長は、認定の審査基準を定め、又は改めようとするときは、審査委員会の意見を尊重し、これを反映するよう努めるものとする。
- 5 区長は、第2項の規定により認定することとした者に対し、江東ブランド認定証を交付する。

（認定内容の変更及び廃止）

第6条 認定企業は、次の各号のいずれかに該当するときは、江東ブランド認定申請事項変更・廃止届出書（別記4号様式）により、速やかに区長に届け出なければならない。

- (1) 社名又は所在地を変更したとき。
- (2) 事業活動を中止、廃止又は著しく変更したとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認めるとき。

（認定の有効期限）

第7条 認定の有効期限は、認定の日の属する年度の翌年度から起算して3年度目の3月31日とする。

（再認定）

第8条 認定企業は、前条に規定する認定の有効期限を超えて、引き続き認定を受けようとするときは、有効期間の満了する年度の第4条第2項に定める期間において、江東ブランド再認定申請書（別記5号様式）に、第4条第1項各号に掲げる書類を添えて、区長に提出しなければならない。

- 2 区長は、前項の規定による申請があったときは、その審査を行い、審査委員会の意見を聴取した上で再認定の可否を決定し、適当と認めるものについては江東ブランド再認定通知書（別記第6号様式）により、不適当と認めるものについては江東ブランド非再認定通知書（別記第7号様式）により、申請者に通知する。

（特典及び責務）

第9条 認定企業は、認定の有効期間において、区長が認める範囲内で、江東ブランド認定の称号を称することができる。

- 2 認定企業は、有効期間中は、区長が認める範囲内で、ロゴマークを使用す

ることができる。

3 認定企業は、第5条第2項の認定の基準に適合するよう誠実に努めるものとする。

(認定の取消し)

第10条 区長は、認定企業が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

- (1) 認定の要件を欠くに至ったとき。
- (2) 偽りの申請により認定を受けたとき。
- (3) 区長の定める認定の基準に適合しなくなったと認められたとき。
- (4) 公序良俗に反する行為を行い、又はそのおそれがあると認められたとき。
- (5) 事業活動を中止又は廃止したとき。
- (6) 違法又は不誠実な行為により、区に損害を与え、又はそのおそれがあると認められたとき。
- (7) 認定企業から認定を取り消したい旨の申し出があったとき。

2 区長は、前項の規定により認定を取り消したときは、認定企業に通知するとともに、審査委員会に報告しなければならない。

(損害に対する責任)

第11条 認定企業の事業活動により生じた損害について、区はその原因のいかんを問わず、いかなる責任も負わない。

(庶務)

第12条 推進協議会及び審査委員会に関する庶務は、地域振興部経済課において処理する。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、地域振興部長が別に定める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日より適用する。

別表（第4条関係）

主たる事業所は、主たる生産の拠点又は次の各号に定める要件を満たした支店等と定める。

- (1) 区長の定める認定の基準を満たしていること。
- (2) 区との繋がりや地域貢献が明確に見られること。
- (3) 売上又は生産割合が、概ね10年以内に本社と同等又はそれ以上の比重となる蓋然性が高いこと。
- (4) 本社の理解と協力体制が得られること。
- (5) 別の地域ブランドと重複していないこと。